

## 白馬村の給与・定員管理等について

給与・定員管理等の公表は、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について（平成27年3月20日付 総務省自治行政局公務員部長通知）の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

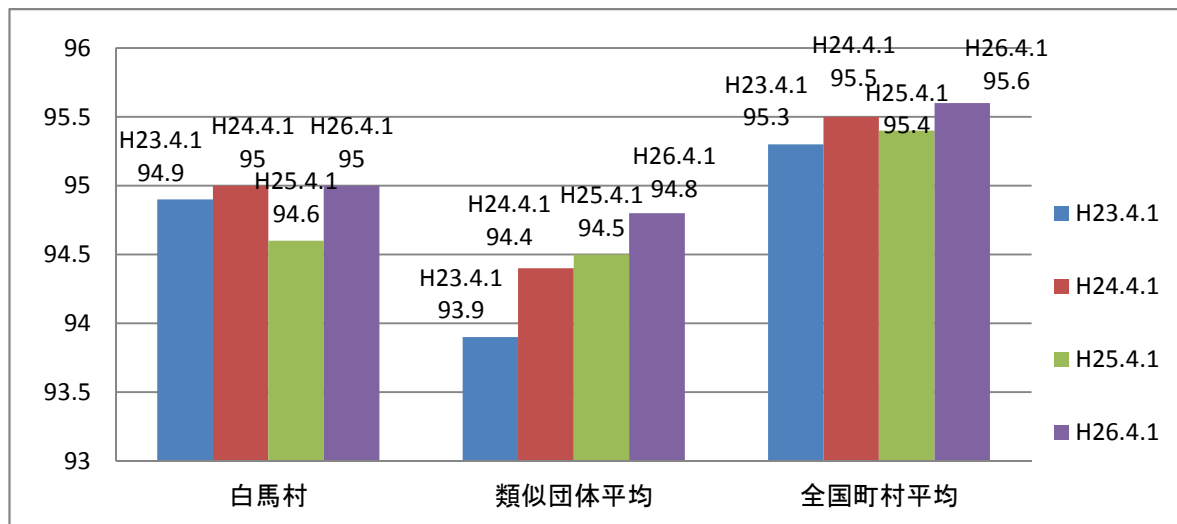
区分	住民基本台帳人口 (H25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H24年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H25年度	9,050	4,734,925	197,476	680,902	14.4	15.3

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人あたりの 給与費 B/A	(参考) 類似団体 1人あたりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H25年度	78	279,798	55,152	100,000	434,950	5,576	5,490
						平均年齢42.8歳	平均年齢42.8歳

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況 ※白馬村には人事委員会がありませんので、勧告はありません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員の 支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
H26年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
H26年度	円	円	円	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

給与改定実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層に係る号俸については引下げなし。高齢層に係る号俸については、最大4%程度の引き下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日より実施)

(6) 特記事項について

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

◎一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白馬村	42.5歳	311,989円	358,682円	342,220円
長野県	45.5歳	342,898円	399,942円	376,841円
国	43.5歳	335,000円	-	408,478円
類似団体	42.6歳	310,381円	354,449円	336,306円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均額です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		白馬村	長野県	国
一般行政職	大学卒 (上級試験)	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒 (初級試験)	140,100円	144,500円	140,100円

(3) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

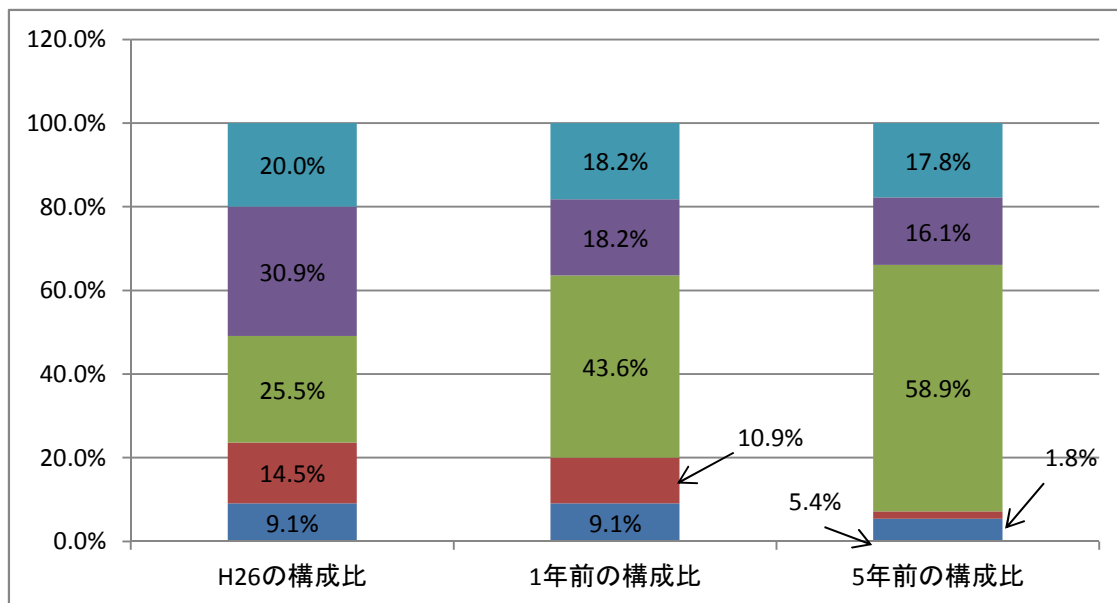
区分		経験年数 5年以上10年未満	経験年数 10年以上20未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	220,766円	298,550円	351,537円	368,183円
	高校卒	169,500円	—	305,900円	358,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	5	9.1%	135,600円	243,700円
2級	主任	8	14.5%	185,800円	307,800円
3級	主査、主幹	14	25.5%	222,900円	354,700円
4級	係長、課長補佐	17	30.9%	261,900円	388,300円
5級	課長	11	20.0%	289,200円	400,600円
6級	課長	—	—	320,600円	422,600円

- (注) 1 白馬村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更となりました。(旧給料表の1級及び2級、4級及び5級をそれぞれ統合しています。)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

勤務実績につき評定を行い、成績を反映しています。

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

白馬村	長野県	国
1人あたりの平均支給額(平成25年度) 1,365千円	1人あたりの平均支給額(平成25年度) 1,584千円	-
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分(2.2月分) 1.35月分(1.75月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注)当村における支給割合の( )内は、課長職の支給割合です。

(2)退職手当(平成26年4月1日現在)

白馬村			国		
[支給率]	自己都合	応募認定・定年	[支給率]	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
[その他の加算措置]	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		[その他の加算措置]	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
[1人あたり平均支給額]	21,914千円				

(注)退職手当の1人あたり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度)	-		
支給職員1人あたり平均支給年額(平成25年度)	-		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	-		
手当の種類	4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病の防疫	1回 1,000円
危険作業手当	塩素減菌作業に従事する職員	塩素減菌作業	1回 1,000円
	塵芥、廃棄物処理に従事する職員	塵芥、廃棄物処理	1回 1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手	行旅病人取扱に従事する職員	行旅病人の取扱	1件 1,000円
	行旅死亡取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1件 3,000円
野犬捕獲手当	野犬捕獲に従事する職員	野犬の捕獲	1回 500円

(4)時間外勤務手当

区分	平成25年度	平成24年度
支給実績	23,229,806円	18,598,415円
職員1人あたり平均支給年額	286,787円	229,610円

(注)1 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含みます。

(注)2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(24・25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象職員とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5)その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動 と異なる内容	支給実績 (平成25年度)	支給職員1人当 たり平均支給年額 (平成25年度)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	11,109,522円
	配偶者	13,000円		
	配偶者のない扶養親族1人目	11,000円		
	配偶者以外の扶養親族1人につき	6,500円		
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき	5,000円		
住居手当	借家 家賃に応じて支給 上限27,000円	同	1,558,500円	222,642円
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動 と異なる内容	支給実績 (平成25年度)	支給職員1人当 たり平均支給年額 (平成25年度)
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃等相当額が $\leq$ 55,000円以下については運賃相当額		同	2,526,400円
	自動車、自転車等使用者 通勤距離に応じて支給			
	2Km未満	不支給		
	2Km以上5Km未満	2,300円		
	5Km以上10Km未満	4,400円		
	10Km以上15Km未満	6,800円		
	15Km以上20Km未満	9,200円		
	20Km以上25Km未満	11,600円		
	25Km以上30Km未満	14,000円		
	30Km以上35Km未満	16,400円		
	35Km以上40Km未満	18,800円		
	40Km以上45Km未満	21,200円		
	45Km以上50Km未満	22,100円		
	50Km以上55Km未満	23,000円		
55Km以上60Km未満	23,900円			
60Km以上	24,800円			
		左記各区分について▲300円		52,633円

管理職手当	<table border="1"> <tr><td>総務課長</td><td>42,000円</td></tr> <tr><td>総務課長以外の課長</td><td>36,200円</td></tr> <tr><td>総務課長補佐兼総務係長</td><td>31,200円</td></tr> </table>	総務課長	42,000円	総務課長以外の課長	36,200円	総務課長補佐兼総務係長	31,200円	<table border="1"> <tr><td>一種</td><td>117,500円-139,300円</td></tr> <tr><td>二種</td><td>88,500円-104,200円</td></tr> <tr><td>三種</td><td>72,700円-82,200円</td></tr> <tr><td>四種</td><td>55,500円-66,400円</td></tr> <tr><td>五種</td><td>46,300円-51,900円</td></tr> </table>	一種	117,500円-139,300円	二種	88,500円-104,200円	三種	72,700円-82,200円	四種	55,500円-66,400円	五種	46,300円-51,900円	4,788,000円	399,000円
	総務課長	42,000円																		
総務課長以外の課長	36,200円																			
総務課長補佐兼総務係長	31,200円																			
一種	117,500円-139,300円																			
二種	88,500円-104,200円																			
三種	72,700円-82,200円																			
四種	55,500円-66,400円																			
五種	46,300円-51,900円																			
宿日直手当	一般の宿日直 1回4,200円(5時間未満は2,100円)	同	2,155,200円	26,607円																
管理職員 特別勤務 手当	管理職が休日等に勤務した場合に支給 課長 1回6,000円 総務課長補佐兼総務係長 1回4,000円 (6時間以上勤務した場合 150/100)	<table border="1"> <tr><td>一種</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>二種</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>三種</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>四種</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>五種</td><td>6,000円</td></tr> </table>	一種	12,000円	二種	10,000円	三種	8,500円	四種	7,000円	五種	6,000円	—	—						
一種	12,000円																			
二種	10,000円																			
三種	8,500円																			
四種	7,000円																			
五種	6,000円																			
寒冷地手当	下記区分により11月から翌年3月までの間月額支給 <table border="1"> <tr><td rowspan="2">世帯主</td><td>扶養あり</td><td>17,800円</td></tr> <tr><td>扶養なし</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td colspan="2">その他の職員</td><td>7,360円</td></tr> </table>	世帯主	扶養あり	17,800円	扶養なし	10,200円	その他の職員		7,360円	同	4,890,560円	61,132円								
世帯主	扶養あり		17,800円																	
	扶養なし	10,200円																		
その他の職員		7,360円																		

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村長	600,000円(800,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 最高 850,000円/最低 350,000円
	副村長	579,000円(658,000円)	最高 675,000円/最低 360,000円
報酬	議長	279,000円(304,000円)	最高 360,000円/最低 205,000円
	副議長	220,000円(240,000円)	最高 320,000円/最低 164,900円
	議員	198,000円(216,000円)	最高 300,000円/最低 145,500円
期末手当	村長	〔平成25年度支給割合〕	
	副村長	6月期 1.4月分	
	議長	12月期 1.55月分	
	副議長	〔平成25年度支給割合〕	
退職手当	村長	〔算定方式〕	〔1期の手当額〕 〔支給時期〕
	副村長	給料月額(800,000円) × 在職月数 × 0.425	16,320千円 任期毎
その他手当	村長	通勤手当、寒冷地手当	
	副村長	支給率、支給額は一般職と同様です	

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

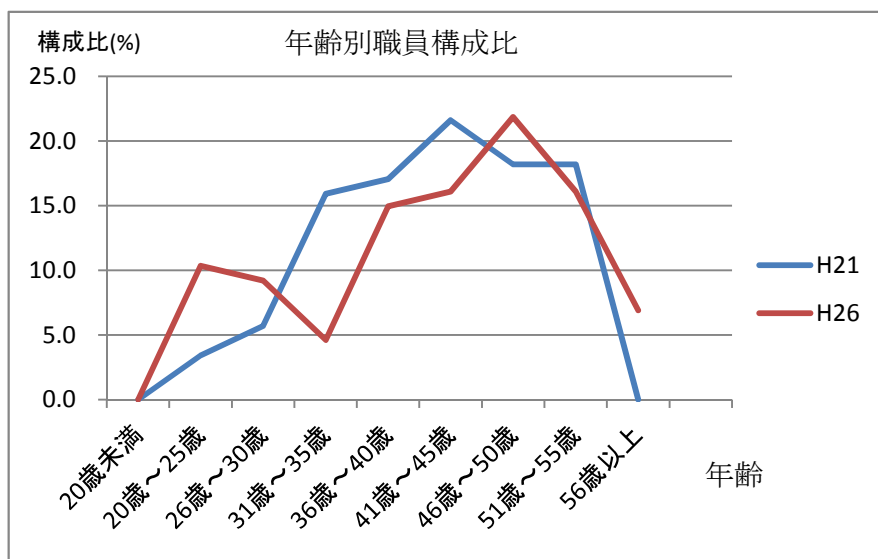
(平成26年4月1日現在)

分	区	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成25年		
普通 会計 部門	議会	2	2	0	
	総務	15	14	1	育休職員の補充のため
	税務	8	9	▲1	地方税滞納整理機構への職員派遣を解いてことによる減
	農林水産	7	8	▲1	職員の退職
	商工	4	4	0	
	土木	6	5	1	
	民生	23	24	▲1	職員の退職
	衛生	5	5	0	
	計	70	71	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.04人)
	教育	8	8	0	
	小計	78	79	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.28人)
公営 企業 等 会 計 部 門	水道	4	4	0	
	下水道	2	2	0	受益者負担金問題対策業務の増
	その他	2	2	0	
	小計	8	8	0	
合計		86 [115]	87 [115]	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.03人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳以上	計
職員数	0	9	11	5	13	14	13	14	7	86

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
普通会計計	79	81	81	81	79	78	▲1(▲1.3%)
公営企業会計等計	8	8	7	7	8	8	0(0.0%)
総合計	87	89	88	88	87	86	▲1(▲1.1%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。



7 公営企業職員の状況

◎水道事業

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H24年度の総費用 に占める職員 給与費比率
H25年度	250,172千円	22,090千円	35,955千円	14.4%	11.9%

(注) 職員給与費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

区分	職員数 A	給与費				1人あたりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H25年度	4人	12,156千円	2,159千円	4,381千円	18,696千円	4,674千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

② 特記事項

なし

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
白馬村	45歳7月	312,325円	331,482円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均額です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

企業職			一般職		
〔1人当たりの平均支給額(平成25年度)〕 1,095千円			〔1人当たりの平均支給額(平成25年度)〕 1,235千円		
〔平成25年度支給割合〕 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.675月分 12月期 1.375月分 0.675月分 計 2.6月分 1.35月分			〔平成25年度支給割合〕 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.675月分 12月期 1.375月分 0.675月分 計 2.6月分 1.35月分		
〔加算措置の状況〕 職務の級による加算措置 ・役職加算 5~15%			〔加算措置の状況〕 職務の級による加算措置 ・役職加算 5~15%		

② 退職手当(平成26年4月1日現在)

企業職			一般行政職		
〔支給率〕	自己都合	応募認定・定年	〔支給率〕	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
〔その他の加算措置〕 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			〔その他の加算措置〕 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

③特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度)		-	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成25年度)		-	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		-	
手当の種類		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病の防疫	1回 1,000円
危険作業手当	塩素滅菌作業に従事する職員	塩素滅菌作業	1回 1,000円
	塵芥、廃棄物処理に従事する職員	塵芥、廃棄物処理	1回 1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手	行旅病人取扱に従事する職員	行旅病人の取扱	1件 1,000円
	行旅死亡取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1件 3,000円
野犬捕獲手当	野犬捕獲に従事する職員	野犬の捕獲	1回 500円

④時間外勤務手当

区分	平成25年度	平成24年度
支給実績	1,174,639円	1,158,056円
職員1人あたり平均支給年額	276,385円	272,483円

(注)1 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含みます。

(注)2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(24・25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象職員とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

⑤その他の手当(平成65年4月1日現在)

手当名	支給実績 (平成25年度)	支給職員1人あたり平均支給年額 (平成25年度)
扶養手当	1,038,000円	519,000円
住居手当	-	-
通勤手当	135,600円	33,900円
管理職手当	-	-
宿日直手当	-	-
管理職員特別勤務手当	-	-
寒冷地手当	265,800円	66,450円

(注)手当の支給に関する内容及び支給単価、国の制度との異動と異なる内容は、一般行政職と同様です。

## 8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断などの実施状況（平成26年度）

健康診断受診者数	人間ドック受診者数
105人 ※ 臨時職員等含む	27人

### (2) 福利厚生事業

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生事業に関する事項を実施するため、福利厚生のための団体「白馬村職員互助会」を条例に基づき設置し独自事業を実施するとともに、「長野県市町村職員互助会」への事業委託により福利厚生事業を実施しています。

村職員（89人）は互助会会費として給料月額1,000分の4.8に相当する額（平成26年度1,659千円）を納め、村からは互助会負担金として給料月額1,000分の2.3に相当する額等（平成26年度795千円）を負担しています。

※ 上記会費の内給料月額1,000分の2.8（平成26年度968千円）を個人会費として、また上記負担金の内給料月額1,000分の2.3（平成26年度795千円）を負担金として長野県市町村職員互助会に納めています。

※ 互助会には白馬村社会福祉協議会及び白馬山麓環境施設組合職員も加入しており、上記の会費・負担金からは省いて計上してあります。